

生前、かねてより医療法人が出資者の死亡によりその出資持分の評価において、純資産価値も評価される結果、病院が広大な用地を有している場合には、出資者の相続による持分払戻請求によりその存立が危うくなることがあり、被控訴人の経営する 病院も広大な借地権を有しているため、亡 の死亡後の病院の存続について心配し、その対策を検討していたこと、(2) 亡 の二男で医師である は、昭和51年12月、亡 の要請を受けて、勤務していた医科大学を退職して 病院に勤務することとし、昭和62年4月に被控訴人の理事及び同病院の院長に就任した後、平成5年に亡 に代わって被控訴人の理事長に就任したこと、(3) は、理事長に就任後、病院の存続を望む亡 の意向を受けて、出資払戻を制限する方向に定款変更しようとしたこと、(4) そこで、 は、弁護士に依頼して監督官庁である東京都との事前調整を経て旧定款を新定款に変更する旨の定款変更案を作成させ、平成8年5月20日の定時社員総会において定款変更の議決をすることにしたこと、(5) その当時の被控訴人の社員は、亡 、被控訴人の監事である 及び訴外会社の3名であったこと、(6) 前記総会に、亡 が社員及び訴外会社の代表者として出席したが、 は出席しなかったものの、事前に旧定款の新定款への変更案の説明を受け、これに賛成し、すべての議案につき病院側に一任したこと、(7) 旧定款には、定款の変更は、総会の議決を経なければならないと規定されているところ(39条)、その議決は、社員の3分の2以上が出席し、その三分の2以上の同意を要し(30条)、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使できる(35条)と規定されていること、(8) 前記総会において、旧定款を新定款に変更することが議決されたが、 を含む6名が新たに社員になる旨の承認もされたこと、(9) 被控訴人は、前記総会により定款変更がされたとして、東京都に対して定款変更の認可申請手続をしたところ、東京都から、定款変更につき個人社員全員の同意を得ること及び訴外会社の承諾書は不要である旨の指導

を受けたため、亡 及び のほかに前記総会において新たに社員となったを含む6名に定款変更に異議がないことを確認したうえ、被控訴人において平成8年6月12日付で定款変更のみを内容とする総会議事録を作成し、持ち回り決議による方法で 以外の個人社員全員の承認を得たこと、(ii) は、他の社員とは別個の同意書によって前記内容について承認したこと、(iii) 被控訴人は、前記平成8年6月12日付け総会議事録及び の同意書を添付して、同月17日付で東京都に対して定款変更の認可申請をし、同月20日付で認可されたことは原判決様式の証拠により認められるところであつて、原判決認定のとおりである。

したがって、本件定款変更是、それが初めて付された平成8年5月20日の定時社員総会の時点で、社員の三分の二である亡 及び 所外会社が出席して議決されており、 もこれに賛成しているのであり、その後、東京都から指導を受けて定款変更手続を再度実施したが、亡 及び は再度定款変更に同意し、新たに社員となった を含む6名全員もこれに同意しているのであるから、本件定款変更是、旧定款が認めていない持ち回り決議の方法によつてされたとしても、結局のところ、被控訴人の社員全員の同意を得ていると認められたとしても、こうした定款変更是、被控訴人の中心人物であり、病院の基盤を顧う亡 の意図を実現する目的でされたものであるから、たとえその定款変更の手續に旧定款に違反する点があるとしても、その定款変更是有効にされたものというべきである。

控訴人は、 が前記のような意思を有していたか疑わしいとするが、の陳述書(乙21、22)によれば、亡 の意思は前記のとおりであつたと認められ、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

以上に検討したところによれば、本件定款変更是有効にされたというべきである。

そうすると、亡 の被控訴人に対する出資額は1087万1469円であ

るので、同人の死亡による被控訴人の退社に基づく出資拝分払戻請求権を相続した控訴人は、被控訴人に対し、同額を請求することができる。したがって、本件請求は、被控訴人に対し、1087万1469円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日である平成9年6月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は失当である。

3 以上によれば、これと結論を同じくする原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

これは正本である。

平成13年2月28日

東京高等裁判所

裁判所書記官

